## 備後圏都市計画地区計画の変更(三原市決定)

都市計画松江地区地区計画をつぎのとおり決定する。

名 称					松江地区地区計画																		
	位	置			三原市沼田西町松江の一部																		
	面		ź	積		4.	0 h	ı a	-														
	地▷	区計画	画の	)目	標	行るりける。	一の原て , 存画と然	団地市ハ 地生はをこのは長ろいる	か区長る 区 ) 目方土は期「 周てま標止	地,総臨 辺おちとで本合空 にりづし	「郷計産」は、く、	製丁画業 エ主りあ造下基拠 ヒ宅のわ	業北本点 メ団ルせ	運か想」 マセルス	送ら(ン メ隣を築	美東区 自妾官物な続成の 生しめの	ビ	企工12を 地る的の業業業月担 帯。な別	が地策う等、土在	立を定工 地で	し成に団 れ 用地	いて 世で 自 に の に に の に に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	うすう 紫 重分
区域の整備・開発及び	土方	地 和	利,	用	の針	緑豊 工業地				-		印し	たコ	工業理	環境	寛の刑	<b></b> 形成:	が が	いこう	利便	性の	)高V	`
び保全の方針	地方	区施言	没 <i>の</i>	) 整		工業なわれ										<b>帯さ</b> が	いて	おり	,	その	機能	<b>ご</b> が推	, mm,
	建築方	& 物 等	等 <i>の</i>	) 整		率,建	<b>ぺ</b> り	ハ <sup>図</sup> <b>建</b> 多	軽の	最高等の	限的密集	度を 集に	定とより	りる。 ) 安全	。 全及	をびる						<b>ド積</b>	

			地名	区	の称	既存工業地区
			地 面	区	の積	4. 0 h a
地区整備計画	建築物等に関する		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	物 制	の限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(を)項に掲げるもの (2)老人ホーム,身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3)図書館,博物館その他これらに類するもの (4)ボーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)で定める工業専用地域内に建築してはならない運動施設(5)マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場その他これらに類するもの
	事項	建 容	築 利		の 率	20/10以下
		建建	築ペ	物い	の 率	6/10以下
					度	住宅、店舗、事務所の敷地面積の最低限度は165平方メートルとし、それ以外の用途に供する敷地面積の最低限度は500平方メートルとする。 ただし、現に存する所有権その他の権利に基づいて、建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合はこの限りでない。

「区域は, 計画図表示のとおり」